

# 南関町総合運動公園遊具等設置工事公募型プロポーザル実施要領

## 1. 趣旨

この要領は、南関町総合運動公園の遊具設置工事をするにあたり、業務を円滑に遂行するために最も適した事業者を選定することを目的とします。

南関町総合運動公園は、本町のスポーツ及びレクリエーション活動の推進並びに子どもから高齢者まで多世代で利用できる町の交流拠点として整備されます。安全な運動公園遊具等設置のため、また利用者の交流の場や憩いの場としての機能や、子どもの健全な成長・発達のために、最も適正な企画力、技術力、実施体制及び工事に対する責任感と熱意を持った事業者を選定するために必要な事項を定めるものとします。

## 2. 業務の概要

### (1) 業務名称及び目的

#### 南関町総合運動公園遊具等設置工事

本工事は、町の拠点として多世代が交流できる場の提供をすることで地域交流の活性化を図り、子どもの健やかな成長を支援し、健全な育児環境を育む場とすること目的とします。

### (2) 業務内容

「南関町総合運動公園遊具等設置工事基本仕様書」のとおりとし、プロポーザルの結果契約候補者に選定された者の企画提案内容について、町と協議・交渉を行い、詳細な仕様書を調製し契約に臨むものとします。

### (3) 業務履行期間

契約締結日から、令和8年3月31日までとします。

### (4) 業務規模

提案限度額は、南関町総合運動公園遊具等設置工事（土木・基礎含む） 42,845,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とします。

① 上限額は、契約日から令和8年3月31日までに要する額とします。

② 上限額は予定価格を示すものではなく、事業の最大規模を示すものです。

③ それぞれの提案限度額を超える額で提案した事業者は失格とします。

## 3. 応募者の参加資格

(1) 法人格を有する者であること

(2) 一部の業務に再委託先がある場合は、その体制も含め明らかにすること。なお、全ての業務の再委託は認めない。

(3) 全国の自治体等において、過去10年間のうち、再委託先を含め、同様又は類似の工事实績を有しているものであること。

(4) 南関町暴力団排除条例(平成25年条例第3号)第2条第3項の規定に該当していない者であること。

(5) 地方自治法施工例(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するものではないこと。

(6) 南関町での指名停止の措置を受けていない者であること。ただし、契約締結までの間に、南関町から指名停止の措置を受けたときは、当該資格を喪失するものとする。

(7) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。

#### 4. 参加申込書及び提案書等の提出

参加申込書(様式1号)に、次に掲げる書類を添付して、9.に記載する南関町役場教育課に一括して送付又は持参により10部(正本1部・副本9部)を提出してください。

送付の場合は、下記提出期限内に南関町役場教育課に届いたもののみを受け付けます。

##### (1) 提出書類一覧表

| 順番 | 提出書類の名称            | 様式   | 規格等                                                                                                        |
|----|--------------------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 参加意思表明書            | 指定様式 | ○様式第1号                                                                                                     |
| 2  | 企画提案書              | 任意様式 | ○A4判20頁以内(表紙及び裏表紙を含まない。)<br>○両面印刷としてください。<br>○文字のサイズは12ポイント以上とします。ただし、図表等についてはこの限りではありません。                 |
| 3  | 業務実施体制             | 任意様式 | ○業務実施に当たっての責任者及び従事者の使命、所属、役職、経験年数、本業務における役割、業務で重点に置くこと、主な経験業務内容を記載してください。<br>○構築後の保守体制について、同様の内容を記載してください。 |
| 4  | 行程管理表              | 任意様式 | ○A4判を横に使用して記載してください。<br>○事業計画及び稼働までのスケジュール表を作成すること。工程ごとにわかりやすく記載してください。                                    |
| 5  | 業務経歴書              | 指定様式 | ○様式第3号業務経歴書に、過去10年間の地方公共団体等における同種・類似業務に係る実績を記載すること。                                                        |
| 6  | 会社概要書              | 指定様式 | ○様式第4号会社概要書に、会社の概要パンフレット等も添付してください。                                                                        |
| 7  | 提案見積書<br>(内訳書を含む。) | 任意様式 | ○見積りの内訳を可能な限り詳細に記載してください。                                                                                  |

##### (2) 提出に係る注意事項

- ① (1)提出書類一覧表の順番にまとめてください。
- ② 専門知識を有しない者でも理解できるよう、可能な限りわかりやすく平易な表現に努めてください。
- ③ 正本1部(提案見積書を含む。)は、商号又は名称及び代表者氏名を記入し、社印を押したものとします。
- ④ 副本は正本の写しとし、正本をカラーで提出するものは副本もカラーコピーしてください。
- ⑤ 提案書は、1者1提案とします。

##### (3) 書類提出期限：令和7年7月17日(木)午後5時まで(必着)

## 5. プレゼンテーション

- (1) 日 時 令和7年7月23日(水)参加時間等の詳細は、後日直接連絡します。
- (2) 場 所 南関町役場(熊本県玉名郡南関町大字関町64番地)
- (3) 所要時間 プレゼンテーション(15分以内)質疑応答(15分程度)  
※質問状況によって時間を延長することがあります。  
※機材の準備、撤去に要する時間を除きます。
- (4) 参加人数 プレゼンテーションへの参加人数については、1者につき5人以内とする。  
※但し、事前に申請があればオンラインによる参加を最大2名まで認める。
- (5) 準備物 プレゼンテーションの会場には、スクリーン、プロジェクター、接続ケーブル(HDMIケーブル)を用意しますが、その他パソコン等必要なものがある場合は、各自で持参してください。
- (6) 他注意点 プレゼンテーション当日に資料の差替え、訂正、または新たな資料を配布することは認めません。またWeb会議(Zoom等)等にてプレゼンテーションを実施する場合があります。

## 6. 質問及び回答

質問がある場合は、電子メールにより提出してください。質問受付期間・時間は、令和7年7月10日(木)午後5時までです。様式は特に指定しませんが、電子メールの件名を「南関町総合運動公園遊具等設置工事に関する質問について(業者名)」とし、「syougaiyakusyu@town.nankan.lg.jp」に送信してください。

電話での質問は受付ませんが、質問の内容に疑義が生じた場合は、こちらから質問者へ電話で問い合わせをする場合があります。

回答は、令和7年7月14日(月)午後5時までに町ホームページにて公開します。

## 7. 審査方法及び審査内容

南関町総合運動公園遊具等設置工事公募型プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)が提出書類及びプレゼンテーションの内容を踏まえ、次の項目により評価を行います。

審査項目及び配点は下記のとおりとします。

| 評価項目 |           | 評価基準                                                    | 配点 |    |
|------|-----------|---------------------------------------------------------|----|----|
| 1    | テーマ・コンセプト | 魅力的な遊具の設置・空間づくり(遊具の形状、色調、配置、周辺からの眺望等)となっているか。           | 40 | 80 |
|      |           | 幅広い個性や好みなどを持つ子どもたちが一緒に楽しく遊べることに配慮したコンセプトになっているか。        | 40 |    |
| 2    | 遊具の構成要素   | 多様な遊び等の形態(つかむ、すべる、ぶら下がる、のぼる、跳ぶ、バランスをとる、くぐるなど)が提供されているか。 | 20 | 60 |
|      |           | 子どもの年代に合わせて、冒険心を育みチャレンジしたくなるような要素を含んでいるか。               | 20 |    |
|      |           | ユニバーサルデザイン等の多様性に配慮した遊具構成にしているか。                         | 20 |    |

|    |      |                                                                     |     |    |
|----|------|---------------------------------------------------------------------|-----|----|
| 3  | 安全対策 | 利用時に想定される危険及び予期せぬ遊び方による危険への安全対策の提案がされており、遊具ごとに必要な安全対策に対する提案がされているか。 | 20  | 60 |
|    |      | 利用者の動線、遊具の安全領域、遊具の運動方向等を考慮した提案がされているか。                              | 20  |    |
|    |      | 予期しない事例（からまり、引っ掛かり、落下、挟み込みなど）が発生した場合の安全対策に対する提案がされているか。             | 20  |    |
| 4  | 維持管理 | 劣化の低減に配慮し、耐用年数が長くなるような耐久性のある材料を使用しているなど維持管理費を抑えられる提案となっているか。        | 20  | 40 |
|    |      | 日常的な点検及び小規模な修繕を容易に実施できる材質・構造となっているか。                                | 20  |    |
| 合計 |      |                                                                     | 240 |    |

## 8. 契約手続等

### (1) 契約候補者の決定

選定委員会の審査の結果により、契約候補者及び順位を決定します。

### (2) 審査結果の通知

確定後、参加業者全員に対し、書面により通知します。なお、選定結果に対する審議申し立ては受け付けません。

### (3) 契約内容の交渉

契約内容については、提案された内容等を踏まえ、契約候補者に選定された者と交渉し決定します。

### (4) 次点者との契約

契約候補者に選定された者が契約を締結しなかった場合、その他権利を失った場合は、その旨を次点者に通知し、契約交渉を行います。

### (5) 契約業務内容

- ・本事業仕様書に基づく工事

※なお、工事に伴う仕様の詳細については、本プロポーザルの後に提案内容等を基に協議の上、決定します。

### (6) 契約方法

協議の上作成した仕様書を基に、予定価格の範囲内で地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により契約を締結します。ただし、選定された事業者が地方自治法施行令第167条の4に規定するものに該当することになった場合は、契約を締結しません。

### (7) 支払いの条件

支払い方法は、受託者と協議の上、契約により定めます。

### (8) 契約締結後は、速やかに本委託業務を履行できる体制を整えてください。

## 9. 書類提出先及び問い合わせ先

〒861-0898 熊本県玉名郡南関町大字関町 64 番地

e-mail : syougaigakusyuu@town.nankan.lg.jp

南関町役場 教育課 美奈川 TEL : 0968-57-8507

## 10. その他

- (1) プロポーザルへの参加に要する全ての経費は、提案者負担とします。
- (2) 提出書類及び審査内容の公表又は非公表の別  
提出された書類は、公開することがあります。  
審査の過程は公表しません。
- (3) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とします。
- (4) 提出書類は、参加者に返還しません。また提出済の書類の変更、修正は認めません。  
ただし本町が認めた場合はこの限りではありません。

また提出書類の著作権は提案者に帰属しますが、町が本プロポーザルに関して必要な事務の範囲内で、提案者の承諾を得ずに提出書類を利用・複製できるものとします。

町は、提出された書類を本プロポーザル及び当事業の契約以外の目的に使用しません。

- (5) 応募者又はその関係者が実施要領の公開日から契約締結日までに、次のいずれかに該当する場合は、その提案を無効とします。
  - ① 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
  - ② 提出書類に虚偽の記載があった場合又は提出書類に重篤な不備があった場合
  - ③ 選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合
  - ④ 応募者が審査委員会委員に不当な接触をした場合
  - ⑤ 上記のほか、著しく信義に反する行為等があった場合
- (6) その他、本実施要領に記載されていない事項で、必要があるときは、町教育課においてその対応を決定します。

## 11. スケジュール

- |                     |              |
|---------------------|--------------|
| (1) 質問書の受付締切        | 令和7年7月10日(木) |
| (2) 質問書の回答          | 令和7年7月14日(月) |
| (3) 参加申込書及び提案書等提出期限 | 令和7年7月17日(木) |
| (4) プレゼンテーション及び審査   | 令和7年7月23日(水) |
| (5) 選考結果通知          | 令和7年7月24日(木) |

